

第98号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る総合評価一般競争入札（工事）の施行  
（高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事）…………… 2
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札（工事）の施行  
（高速横浜環状北西線（北八朔地区）街路整備工事（その1））…………… 8

# 調 達 公 告

## 横浜市調達公告第369号

特定調達契約に係る総合評価一般競争入札（工事）の施行  
次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

平成26年11月4日

契約事務受任者  
横浜市副市長 柏 崎 誠

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名  
高速横浜環状北西線シーールドトンネル建設工事
- (2) 工事場所  
緑区北八朔町218番地の4から都筑区東方町660番地の1まで
- (3) 工事概要  
シーールド工（延長3,890メートル、外径12,400ミリメートル）、床版工（延長3,890メートル、幅8.35メートル）、Uターン路工（1か所、延長6.35メートル、内空断面積42平方メートル）
- (4) 工種  
土木
- (5) 完成期限  
平成31年3月18日
- (6) 予定価格  
開札後に公表
- (7) 調査基準価格  
開札後に公表
- (8) 本件工事は高度技術提案型総合評価落札方式試行対象工事である。なお、第6号の予定価格は本市の積算に基づくものとし、入札参加者の技術提案に基づく再計算は行わないものとする。また、前号の調査基準価格についても本市の積算に基づき、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札要綱」という。）第2条により算出する。

### 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件を全て満たした特定建設共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 特定建設共同企業体の資格条件

ア 構成員数は、4者、5者又は6者とする。

イ 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の特定建設共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。

ウ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている特定建設共同企業体の他の構成員になることができない。

エ 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

(ア) 構成員数が4者の場合は、当該特定共同企業体の総出資額の100分の15以上

(イ) 構成員数が5者の場合は、当該特定共同企業体の総出資額の100分の12以上

(ウ) 構成員数が6者の場合は、当該特定共同企業体の総出資額の100分の10以上

#### (2) 特定建設共同企業体の構成員の資格条件

ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

イ 平成25・26年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「土木」に登録を認められている者であること。

ウ 平成26年12月4日から落札候補（予定）者通知書の送付日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けて

- いない者であること。
- エ 特定建設共同企業体の代表構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ）第3条に定める土木工事業に係る特定建設業許可（以下「土木工事業に係る特定建設業の許可」という。）を有していること。
  - (イ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における土木一式の総合評定値が1,250点以上であること。
  - (ウ) 平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、外径9,000ミリメートル以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員のものに限る。
  - (エ) 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任で配置できること。当該監理技術者等は、平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、外径6,000ミリメートル以上の密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての施工経験の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- オ 特定建設共同企業体の第2位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
  - (イ) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,150点以上であること。
  - (ウ) 平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、外径6,000ミリメートル以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
  - (エ) 監理技術者等を施工現場に専任で配置できること。当該監理技術者等は、平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての施工経験の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- カ 特定建設共同企業体の第3位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
  - (イ) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が900点以上であること。
  - (ウ) 平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
  - (エ) 監理技術者等を施工現場に専任で配置できること。当該監理技術者等は、平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての施工経験の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- キ 特定建設共同企業体の第4位から第6位までの構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
  - (イ) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が900点以上であること。
  - (ウ) 平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
  - (エ) 監理技術者等を施工現場に専任で配置できること。
- ク エ(エ)、オ(エ)、カ(エ)及びキ(エ)に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。

ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であ

っても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

### 3 入札参加の手続

- (1) 本件工事の入札に参加しようとする者（前項第2号イに定める登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

#### ア 提出書類及び提出方法

入札説明書による。

#### イ 提出部課

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第一課工事第二係（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2245

#### ウ 提出期限

平成26年12月4日午後5時

#### エ 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第一課工事契約係（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2246

- (2) 入札参加者は、総合評価一般競争入札に係る技術資料を提出しなければならない。技術資料の作成及び提出のために必要な事項、技術資料のヒアリングに関する事項、採否通知に関する事項並びに技術資料の評価方法及び落札者決定基準の詳細については、総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）に定める。

### 4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

- (1) 第2項の資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

### 5 入札に必要な書類を示す場所

本件工事に係る入札説明書等は、第3項第1号イに掲げる部課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

### 6 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロード可能。

また、平成26年11月4日から平成27年3月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に第3項第1号イに掲げる部課において無償で交付する。

- (2) 設計図書及び参考資料の入手方法

入札説明書に定める方法により入手すること。

### 7 入札及び開札

- (1) 入札期間及び開札予定日時

#### ア 入札期間

平成27年3月12日から平成27年3月16日まで（休日等を除く。）

#### イ 開札予定日時

平成27年3月23日午前9時15分

- (2) 入札参加者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

#### ア 電子入札システムによる入札書の提出

(7) 前号アに定める期間の午前9時から午後8時まで（ただし、最終日は午後5時までとする。）に、特定建設共同企業体の代表構成員が単体として利用者登録したICカードを使用して、特定建設共同企業体登録時に付与される当該特定建設共同企業体の業者コードを用いて、電子入札システムにより入札書を提出すること。

(イ) 入札にあたっては、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出方法については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）（以下「運用基準」という。）第13条を参照すること。

なお、工事費内訳書とは、本市が工事ごとに定めた設計書のうち、工事内訳及び中科目別内訳（以下「中科目別内訳書」という。）又は本工事内訳書（中科目別内訳書又は本工事内訳書がないものは同等の内訳。以下同じ。）に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているもので、かつ、中科目別内訳書又は本工事内訳書よりも詳細な内訳が明示されたものをいう。また、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

#### イ 持参による入札書の提出

(ア) 所定の入札書とア(イ)に定める工事費内訳書を封筒に入れて、前号アに定める期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、横浜市財政局契約部契約第一課まで提出すること。

なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

(イ) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(ウ) 入札書の提出にあたっては、運用基準に定める「横浜市電子入札における紙入札参加届出書(第1号様式)」を、入札書と併せて提出すること。この場合、当該様式の「4 電子入札システムを利用できない理由」欄に、「政府調達協定対象案件」と記載すること。

#### ウ 郵送による入札書の提出

(ア) 所定の入札書とア(イ)に定める工事費内訳書を封筒に入れて、前号アに定める期間内（ただし、最終日の午後5時必着とする。）に、横浜市役所内郵便局に到達するように、書留郵便で郵送すること。なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

(イ) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(ウ) 入札書の提出にあたっては、運用基準に定める「横浜市電子入札における紙入札参加届出書(第1号様式)」を、入札書と併せて提出すること。この場合、当該様式の「4 電子入札システムを利用できない理由」欄に、「政府調達協定対象案件」と記載すること。

(3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。

(4) 開札の結果、各入札者の入札に予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、再度入札を行う。

(5) 本件工事は高度技術提案型総合評価落札方式試行対象工事であり、標準案と異なる技術提案を行い、当該提案の採用の通知を受けた者は、当該提案に基づいた入札金額で入札し、当該提案に基づいた工事費内訳書を提出しなければならない。詳細は、実施要領書に記載する。

#### 8 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、再度入札における入札の無効は、入札説明書による。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 技術資料の提出をしない者が行なった入札

(4) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(5) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

(6) 前項第2号ア(イ)、イ(ア)及びウ(ア)に定める工事費内訳書の提出をしない者が行った入札

(7) 電子入札システムにより入札書を提出する場合に、平成25・26年度横浜市一般競争入札参加資格審査申請における代表者又は受任者以外の名義によるICカードを用いて行った入札

(8) 電子入札システムにより入札書を提出する場合に、前項第2号アに定める方法によらない入札

(9) 持参により入札書を提出する場合に、前項第2号イに定める方法によらない入札

(10) 郵送により入札書を提出する場合に、前項第2号ウに定める方法によらない入札

(11) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

#### 9 再度入札

第7項第4号に規定する再度入札は次のとおり実施する。

(1) 再度入札に関する事項は、1回目の入札参加者あて通知する。

- (2) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。ただし、1回目の入札が前項に定める入札の無効に該当した者並びに第11項第2号イ及びエの要件を満たさない者の再度入札は認めない。
- (3) 再度入札の回数は1回とする。
- 10 技術資料のヒアリング及び採否通知並びに技術資料の審査及び技術評価点の算出実施要領書に基づき行う。
- 11 落札予定者の決定及び落札者の決定
- (1) 前項により算出した入札者ごとの技術評価点及び入札金額を基に、実施要領書に定める方法により、評価値を算出する。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、前号により算出した評価値が最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）を落札予定者とする。
- ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 入札者が提出した技術資料が、実施要領書で明示する欠格要件のいずれにも該当していないこと。
- ウ 評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の108分の100で除して得た数値を下回っていないこと。
- エ その他、この公告等において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。
- (3) 最高評価入札者の入札金額が第1項第7号に定める調査基準価格を下回る場合に、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるときは、その者を落札予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次に評価値の高い者を最高評価入札者とすることがある。
- (4) 再度入札の開札の結果、各入札者の入札に予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、有効な入札を行った者のうち、評価値が高い者から順に随意契約の交渉を行う。
- (5) 落札者の決定にあたっては、横浜市請負工事等高度技術提案型総合評価落札方式試行要綱第17条で定める手続きに基づき、落札予定者を落札者として決定する。
- (6) 本工事は、平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）（以下「平成27・28年度有資格者名簿」という。）において「土木」に登録を認められることを落札の条件とする。なお、落札者の決定にあたって平成27・28年度有資格者名簿に登録されていない者又は同名簿に登録されているが、「土木」に登録が認められていない者は、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請を行い、登録を認められる必要がある。特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、別途告示する。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
要求する。
- 13 総価契約単価合意方式  
本件工事は、総価契約単価合意方式の試行対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、「横浜市工事請負契約に係る総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。
- 14 契約金の支払方法
- (1) 前払金  
本件工事は請負契約締結時に別途定める契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を支払う。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を契約の相手方とする場合は、契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を支払う。
- (2) 中間前払金  
公共工事の前払金に関する規則第2条第3項に規定する認定を受けた場合は、前号の前払金に追加して、本件工事は請負契約締結時に別途定める、契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を支払う。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札を行ったものを契約の相手方とする場合は、支払わない。
- (3) 契約金の部分払いの回数は、4回以内とする。
- 15 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否  
要する。

(3) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無

(4) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する。

(5) 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札参加資格の確認申請後、第7項第1号アに定める期間の最終日の午後5時までの間に第2項第2号ウに定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合の取扱い  
入札説明書による。

(6) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延期を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある

。

(7) 詳細は、入札説明書による。

16 この入札は、平成27年度横浜市一般会計予算が横浜市会平成27年第一回定例会において可決されないときは、執行しないものとする。

17 議会の議決要件

本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により、市議会の議決に付すべきものである。

18 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction Works of the Shield Tunnel on the Yokohama Ring Expressway North-West Line

(2) Deadline for the tender: 5:00 p.m., 16 March, 2015

(3) Contact point for the notice: First Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017 TEL 045(671)2245

**横浜市調達公告第370号**

特定調達契約に係る一般競争入札（工事）の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年11月4日

契約事務受任者  
横浜市副市長 柏崎 誠

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 工事名  
高速横浜環状北西線（北八朔地区）街路整備工事（その1）
- (2) 工事場所  
緑区北八朔町220番の4地先から218番の6地先まで
- (3) 工事概要  
カルバート工（立坑、横38.4メートル、縦31.5メートル、深さ22.9メートル）、カルバート工（開削トンネル（3連1層ボックスカルバート）、延長51.8メートル）、仮設工（柱列式連続地中壁、掘削深23.4メートル）
- (4) 工種  
土木
- (5) 完成期限  
平成28年12月28日
- (6) 予定価格  
開札後に公表
- (7) 調査基準価格  
開札後に公表

**2 入札参加資格**

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件を全て満たした特定建設共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

**(1) 特定建設共同企業体の資格条件**

- ア 構成員数は、3者とする。
- イ 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の特定建設共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。
- ウ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている特定建設共同企業体の他の構成員になることができない。
- エ 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定建設共同企業体の総出資額の10分の2以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

**(2) 特定建設共同企業体の構成員の資格条件**

- ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- イ 平成25・26年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「土木」に登録を認められている者であること。
- ウ 平成26年11月18日から落札候補（予定）者通知書の送付日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 特定建設共同企業体の代表構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
  - (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に定める土木工事業に係る特定建設業許可（以下「土木工事業に係る特定建設業の許可」という。）を有していること。
  - (ロ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）に



おける土木一式の総合評定値が1,250点以上であること。

- (ウ) 平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、地中連続壁による土留めを用いた、開削工法により掘削深14メートル以上の地下に築造された鉄筋コンクリート土木構造物築造工事（現場打ちに限る。）の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- (エ) 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任で配置できること。当該監理技術者等は、平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、地中連続壁による土留めを用いた、開削工法により地下に築造された鉄筋コンクリート土木構造物築造工事（現場打ちに限る。）の元請としての施工経験を有すること。なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての施工経験の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- オ 特定建設共同企業体の第2位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,150点以上であること。
- (ウ) 平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、地中連続壁による土留めを用いた、開削工法により掘削深14メートル以上の地下に築造された鉄筋コンクリート土木構造物築造工事（現場打ちに限る。）の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- (エ) 監理技術者等を施工現場に専任で配置できること。当該監理技術者等は、平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、地中連続壁による土留めを用いた、開削工法により地下に築造された鉄筋コンクリート土木構造物築造工事（現場打ちに限る。）の元請としての施工経験を有すること。なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての施工経験の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- カ 特定建設共同企業体の第3位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が900点以上であること。
- (ウ) 平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、開削工法により地下に築造された鉄筋コンクリート土木構造物築造工事（現場打ちに限る。）の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- (エ) 監理技術者等を施工現場に専任で配置できること。当該監理技術者等は、平成11年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、鉄筋コンクリート土木構造物築造工事（現場打ちに限る。）の元請としての施工経験を有すること。なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての施工経験の場合は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。
- キ エ(エ)、オ(エ)及びカ(エ)に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。
- ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

### 3 入札参加の手続

本件工事の入札に参加しようとする者（前項第2号イに定める登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書による。

(2) 提出部課

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第一課工事第二係（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2245

(3) 提出期限

平成26年11月18日午後5時

(4) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第一課工事契約係（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2246

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

(1) 第2項の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所

本件工事に係る入札説明書等は、第3項第2号に掲げる部課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロード可能。

また、平成26年11月4日から平成26年12月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に第3項第2号に掲げる部課において無償で交付する。

(2) 設計図書及び参考資料の入手方法

入札説明書に定める方法により入手すること。

7 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札予定日時

ア 入札期間

平成26年12月17日から平成26年12月19日まで（休日等を除く。）

イ 開札予定日時

平成26年12月22日午前9時15分

(2) 入札参加者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア 電子入札システムによる入札書の提出

(ア) 前号アに定める期間の午前9時から午後8時まで（ただし、最終日は午後5時までとする。）に、特定建設共同企業体の代表構成員が単体として利用者登録したICカードを使用して、特定建設共同企業体登録時に付与される当該特定建設共同企業体の業者コードを用いて、電子入札システムにより入札書を提出すること。

(イ) 入札にあたっては、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出方法については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）（以下「運用基準」という。）第13条を参照すること。

なお、工事費内訳書とは、本市が工事ごとに定めた設計書のうち、工事内訳及び中科目別内訳（以下「中科目別内訳書」という。）又は本工事内訳書（中科目別内訳書又は本工事内訳書がないものは同等の内訳。以下同じ。）に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているもので、かつ、中科目別内訳書又は本工事内訳書よりも詳細な内訳が明示されたものをいう。また、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

イ 持参による入札書の提出

(ア) 所定の入札書とア(イ)に定める工事費内訳書を封筒に入れて、前号アに定める期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、横浜市財政局契約部契約第一課まで提出すること。

なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

(イ) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(ウ) 入札書の提出にあたっては、運用基準に定める「横浜市電子入札における紙入札参加届出書(第1号様式)」を、入札書と併せて提出すること。この場合、当該様式の「4 電子入札システムを利用できない理由」欄に、「政府調達協定対象案件」と記載すること。

ウ 郵送による入札書の提出

(ア) 所定の入札書とア(イ)に定める工事費内訳書を封筒に入れて、前号アに定める期間内(ただし、最終日の午後5時必着とする。)に、横浜市役所内郵便局に到達するように、書留郵便で郵送すること。なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

(イ) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(ウ) 入札書の提出にあたっては、運用基準に定める「横浜市電子入札における紙入札参加届出書(第1号様式)」を、入札書と併せて提出すること。この場合、当該様式の「4 電子入札システムを利用できない理由」欄に、「政府調達協定対象案件」と記載すること。

(3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。

(4) 入札の回数は1回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (5) 前項第2号ア(イ)、イ(ア)及びウ(ア)に定める工事費内訳書の提出をしない者が行った入札
- (6) 電子入札システムにより入札書を提出する場合に、平成25・26年度横浜市一般競争入札参加資格審査申請における代表者又は受任者以外の名義によるICカードを用いて行った入札
- (7) 電子入札システムにより入札書を提出する場合に、前項第2号アに定める方法によらない入札
- (8) 持参により入札書を提出する場合に、前項第2号イに定める方法によらない入札
- (9) 郵送により入札書を提出する場合に、前項第2号ウに定める方法によらない入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

第1項第6号に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が第1項第7号に定める調査基準価格を下回る場合に、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
要求する。

11 契約金の支払方法

(1) 前払金

本件工事の請負契約締結時に別途定める、契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を支払う。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を契約の相手方とする場合は、契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を支払う。

(2) 中間前払金

公共工事の前払金に関する規則第2条第3項に規定する認定を受けた場合は、前号の前払金に追加して、本件工事の請負契約締結時に別途定める、契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の2以内

の額を支払う。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札を行ったものを契約の相手方とする場合は、支払わない。

(3) 契約金の部分払いの回数は、3回以内とする。

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否  
要する。

(3) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無

(4) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する。

(5) 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札参加資格の確認申請後、第7項第1号アに定める期間の最終日の午後5時までの間に第2項第2号ウに定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合の取扱い  
入札説明書による。

(6) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延期を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。

(7) この入札は、平成26年度横浜市一般会計補正予算が横浜市会平成26年第四回定例会において可決されないときは、執行しないものとする。

(8) 詳細は、入札説明書による。

13 議会の議決要件

本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により、市議会の議決に付すべきものである。

14 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction Works of the vertical shaft on the Yokohama Ring Expressway North-West Line (Phase 1) at Kitahassaku

(2) Deadline for the tender: 5:00 p.m., 19 December, 2014

(3) Contact point for the notice: First Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017 TEL 045(671)2245